

# 第95回 定時株主総会招集ご通知

暮らしに、地球に、  
快適な未来のために。

－ 空気と水のクリエイター －



2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



名古屋市中区大須一丁目6番47号  
当社5階会議室

## 目次

第95回定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	4
添付書類 .....	
事業報告 .....	13
計算書類 .....	27
監査報告 .....	30

## 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

KAWASAKI SETSUBI KOGYO CO., LTD.

証券コード：1777

(証券コード1777)  
2022年6月8日

株主各位

名古屋市中区大須一丁目6番47号  
**川崎設備工業株式会社**  
代表取締役社長 廣江勝志

## 第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を、下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から**、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、株主様の安全に配慮した感染防止策を講じさせていただいた上で、開催させていただくことと致しました。**株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**その際には、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時(午前9時より受付)
2. 場 所 名古屋市中区大須一丁目6番47号  
当社5階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第95期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>)に掲載しており、本招集ご通知に添付の計算書類は、監査報告の作成に際して監査役および会計監査人が監査を行った計算書類の一部であります。
3. 添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kawasaki-sk.co.jp/investor/library/>)に掲載することによりお知らせいたします。

# 議決権行使 についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただく場合

### ● 株主総会へ出席 ●



### 株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)

午前10時

(受付開始時間午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参  
いただき、会場受付にご提出ください。

## 事前にご行使いただける場合

### ● 書面による議決権行使 ●

#### 行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで

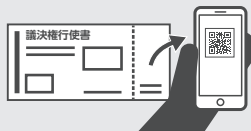


同封の議決権行使書用紙に議案  
に対する賛否をご表示いただき、行使  
期限までに当社株主名簿管理人に  
到着するようご返送ください。

### ● 「スマート行使」によるご行使 ●

#### 行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下  
「スマートフォン用議決権行使ウェブ  
サイトログインQRコード」をスマートフォ  
ンかタブレット端末で読み取ります。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ● パソコン等によるご行使 ●

#### 行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙  
に記載の議決権行使コード及びパスワード  
をご利用のうえ、画面の案内に従って  
議案に対する賛否をご登録ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

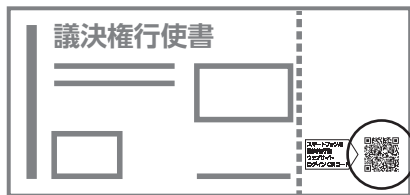
議決権行使に関する  
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## ● 「スマート行使」によるご行使 ●

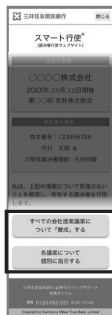
### ① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

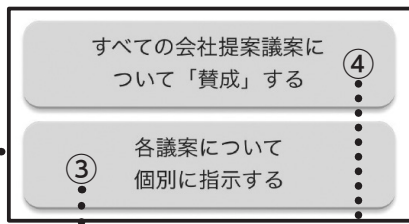


※QRコード<sup>※</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③ 各議案について個別に指示する

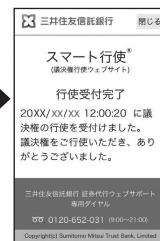


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

### ④ すべての会社提案議案について「賛成」する

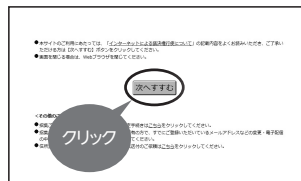


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

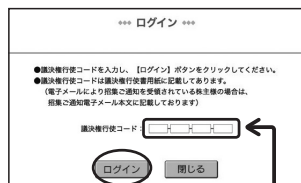
## ● パソコン等によるご行使 ●

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



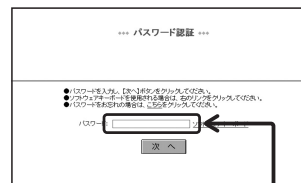
### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開および内部留保等を勘案し、普通配当は1株につき5円とし、利益還元として1株につき3円の特別配当を加え、あわせて1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円  
総額 95,713,384円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることができるようになることから、変更案第17条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日をもって削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第17条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制強化およびコーポレートガバナンス強化のため2名追加し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ひろ え かつ し 廣 江 勝 志 (1960年8月6日生) 再 任	2007年12月 当社大阪支店長 2010年4月 当社執行役員大阪支店長 2012年6月 当社常務取締役営業本部長 2014年6月 当社専務取締役営業本部長 2016年6月 当社代表取締役社長(現任)	64,700株
	(取締役候補者とした理由) 廣江勝志氏は、当社代表取締役に就任以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し取締役としての責務を果たしております。今後におきましても豊富な経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
2	ばん きよ ひこ 番 清 彦 (1959年5月11日生) 再 任	2011年4月 当社執行役員豊田支店長 2012年7月 当社執行役員大阪支店長 2016年7月 当社上席執行役員西部支社長 2017年6月 当社取締役東部支社長 2021年4月 当社常務取締役中部支社長(現任)	41,200株
	(取締役候補者とした理由) 番清彦氏は、取締役東部支社長および常務取締役中部支社長等として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		
3	せき ひろ ゆき 関 弘 行 (1957年3月28日生) 再 任	2013年7月 株式会社関電工常務執行役員中央支店長 2015年1月 同社上席執行役員東京営業本部副本部長 2015年7月 株式会社関工ファシリティーズ 取締役社長 2017年7月 同社取締役会長 2019年6月 当社常務取締役業務全般(現任)	0株
	(取締役候補者とした理由) 関弘行氏は、株式会社関電工の常務執行役員中央支店長および株式会社関工ファシリティーズの取締役社長等として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	やま ぎき ひろし <b>山 崎 広</b> (1966年2月11日生) <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	2017年 4月 当社工事管理本部副本部長 2017年 6月 当社工事管理本部長 2018年 7月 当社執行役員工事管理本部長 2021年 4月 当社執行役員東部支社長 2021年 6月 当社取締役東部支社長 (現任)	6,600株
(取締役候補者とした理由) 山崎広氏は、執行役員工事管理本部長および取締役東部支社長等として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。			
5	なか むら たけし <b>中 村 健 司</b> (1963年3月7日生) <input type="checkbox"/> 新 <input type="checkbox"/> 任	2010年 7月 川崎重工業株式会社航空宇宙カンパニー 技術本部基幹職 2017年 7月 同社航空宇宙カンパニー生産本部 民間航空機業務部副部長 2021年 4月 川崎設備工業株式会社執行役員 2021年 8月 当社執行役員経営企画本部長 2022年 4月 当社執行役員営業本部長 (現任)	500株
(取締役候補者とした理由) 中村健司氏は、川崎重工業株式会社での経験や当社入社以来、執行役員として培った経験と見識等が当社の経営に寄与するものと判断いたしました。			
6	ふる かわ たかし <b>古 川 隆</b> (1957年3月1日生) <input type="checkbox"/> 社外取締役候補者 <input type="checkbox"/> 独 立 役 員 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	2013年 4月 川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニーQM推進本部長 2015年 6月 川重岐阜サービス株式会社 代表取締役社長 (2017年6月退任) 2017年 6月 川重岐阜エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2018年 6月 当社取締役 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 古川隆氏は、川重岐阜サービス株式会社および川重岐阜エンジニアリング株式会社で代表取締役社長を歴任しており、当社取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と高い見識等を発揮し当社の経営に対して的確な助言、監督に努めております。今後も客観的な立場から経営への助言、適切な監督を通じて当社の企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	こやま ひろ やす 小山 裕 康 (1956年5月9日生) 社外取締役候補者 独立役員 新任	2004年6月 トヨタ自動車株式会社プラント・エンジニアリング部長 2013年5月 トヨタT&S建設株式会社専務取締役 2014年6月 同社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役社長 2021年6月 近藤工業株式会社技監(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 小山裕康氏は、トヨタ自動車株式会社にて部長およびトヨタT&S建設株式会社においては代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験と高い見識等を活かし、客観的な立場から経営への助言、適切な監督を通じて当社の企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。			
8	くろ やなぎ りょう こ 黒柳 良子 (1987年7月5日生) 社外取締役候補者 独立役員 再任	2015年12月 弁護士登録(愛知県弁護士会) 弁護士法人中京法律事務所入所(現任) 2019年6月 当社監査役 2020年6月 当社取締役(現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等) 黒柳良子氏は、弁護士として法務およびコンプライアンスに関する高度な専門的知識を発揮し当社の経営に対する的確な助言、監督に努めております。今後も客観的な立場から経営への助言、適切な監督を通じて当社の企業価値向上に寄与することを期待しております。 なお、同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。また、選任後は引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川隆氏、小山裕康氏および黒柳良子氏は、社外取締役候補者であります。なお、古川隆氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。また、黒柳良子氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 本議案をご承認いただいた場合、当社は、小山裕康氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、古川隆氏および黒柳良子氏は同取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。本議案をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 古川隆氏は、2015年6月まで川崎重工業株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
5. 小山裕康氏は、2014年6月までトヨタ自動車株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の主要な取引先として会社法施行規則第2条第3項第19条に定める特定関係事業者であります。
6. 本議案をご承認いただいた場合、当社は、小山裕康氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、古川隆氏および黒柳良子氏とは既に同様の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となっております。本議案をご承認いただいた場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について  
当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者として、2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役粟津俊郎氏が辞任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ふくむら ひろゆき <b>福村 宏之</b> (1962年9月21日生) 新 任	2010年7月 株式会社関電工経理部副部長 2011年7月 同社営業統轄本部営業企画部長 2015年6月 同社執行役員北関東・北信越営業本部副本部長兼 栃木支社長 2018年6月 関工商事株式会社取締役社長 2020年7月 株式会社関電工エグゼクティブ職企画調査役 社会インフラ統轄本部副本部長兼国際事業部 (現任)	0株
(監査役候補者とした理由) 福村宏之氏は、株式会社関電工の経理部門に在籍したのち営業企画部長や支社長を歴任しております。関工商事株式会社では取締役社長として経営にも携わっており、幅広い知識・経験を有しております。その経歴が当社の監査に活きるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 福村宏之氏は新任の監査役候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 福村宏之氏は株式会社関電工の経理部門および支社長として多くの経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者として、2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

## <ご参考>

### 第3号議案および第4号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の経営の方向性や事業戦略に照らして、黒字安定経営の継続に向け、当社の取締役会がその意思決定機能および経営の監督機能を適切に発揮するために備えるべきスキル（知識・経験・能力）を特定しました。

本定時株主総会において、第3号議案および第4号議案が原案通り承認された場合の取締役会の構成ならびに各取締役および各監査役に期待するスキルは以下のとおりです。

氏名		在任期間	取締役会出席回数 (出席率)	企業経営 経営戦略	技術/ 安全	業界知見 営業戦略	ESG/サ ステナビ リティ	財務/ 会計	DX/IT	法務/ガ バナンス	国際性/ 多様性
取 締 役	廣江 勝志	10年	8回/8回 (100%)	●	●	●	●	●		●	
	番 清彦	5年	8回/8回 (100%)	●	●	●			●	●	
	関 弘行	3年	8回/8回 (100%)	●	●	●		●			
	山崎 広	1年	6回/6回 (100%)	●	●	●			●		
	中村 健司	—	—	●		●	●				●
	古川 隆	<small>社外 独立</small> 4年	8回/8回 (100%)	●		●				●	
	小山 裕康	<small>社外 独立</small> —	—	●	●	●		●			●
	黒柳 良子	<small>社外 独立</small> 2年	8回/8回 (100%)				●			●	●
監 査 役	福村 宏之	—	—	●		●		●		●	
	新井 良雄	<small>社外 独立</small> 2年	8回/8回 (100%)	●		●				●	
	椎野 友教	<small>社外 独立</small> 2年	8回/8回 (100%)				●	●	●	●	

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠いた場合においても監査業務の継続性を維持するため、監査役福村宏之氏の補欠監査役として1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
ささき さちお 佐々木 祥夫 (1965年4月7日生)	2014年10月 株式会社関電工北関東・北信越営業本部群馬支社 部長兼総務チームリーダー 2016年7月 同社経営企画部関連事業グループリーダー 2017年7月 同社グループ経営統括部部長 2018年10月 同社コーポレート本部経営企画ユニット 経営企画部部長 2021年10月 同社コーポレート本部経営企画ユニット グループ企画部部長（現任）	0株
(補欠監査役候補者とした理由) 佐々木祥夫氏は、株式会社関電工の業務・企画部門に長年在籍し、幅広い知識・経験を有しており、その経歴が当社の監査に活きるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者は補欠監査役候補者であります。  
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

**1. 会社の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の実施により社会・経済活動が停滞するなか、ロシアのウクライナ侵攻により金属資源やエネルギーの供給不足が発生し、先行き不透明な状況が一層深まることとなりました。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移していますが、民間設備投資は持ち直しの動きがみられるものの、原材料高騰や慢性的な人手不足の懸念もあり、慎重な姿勢に変わりはありません。

このような状況のもと、当社は、社会に貢献し夢のある会社の実現に向け、E S G経営に積極的に取り組むとともに黒字安定経営の継続を目指し、受注目標の達成、工物品質管理・工事原価管理の徹底、新基幹システム導入による業務効率化などの施策を推進してまいりました。

その結果、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

受注高	224億30百万円	(前期比 4.5%増)
完成工事高	236億4百万円	(前期比 7.8%増)
営業利益	12億68百万円	(前期比 18.4%増)
経常利益	12億86百万円	(前期比 16.0%増)
当期純利益	8億50百万円	(前期比 13.5%増)

受注高につきましては、工事種別では、一般ビル工事は、庁舎・ビル工事等の増加により163億68百万円(前期比2.0%増)、産業施設工事は、工場関連施設工事の増加により45億55百万円(前期比24.4%増)、電気工事は、工場関連施設工事の減少により15億6百万円(前期比14.2%減)となりました。セグメント別の前事業年度比較では、東部は増加しましたが、中部・西部は減少しました。

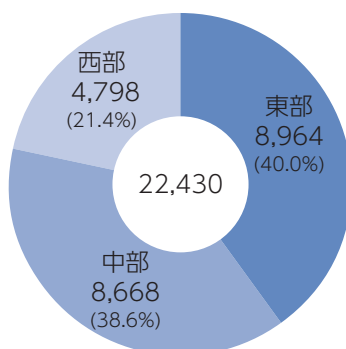
完成工事高につきましては、工事種別では、一般ビル工事は、清掃工場や物流施設工事等の増加により186億39百万円(前期比16.2%増)、産業施設工事は、工場関連施設工事の減少により35億5百万円(前期比15.1%減)、電気工事は、工場関連施設工事の減少により14億60百万円(前期比15.1%減)となりました。セグメント別の前事業年度比較では、東部・中部は増加しましたが、西部は減少しました。

次期以降の繰越高は、164億43百万円(前期比7.1%減)となりました。

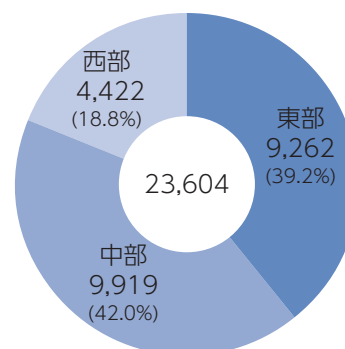
当期におけるセグメント別受注高・完成工事高・繰越高は、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期以降の繰越高
東 部	8,084	8,964	9,262	7,786
中 部	5,942	8,668	9,919	4,690
西 部	3,590	4,798	4,422	3,965
合 計	17,617	22,430	23,604	16,443

(注) 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、前期繰越残高については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



当期受注高



当期完成工事高

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資総額は3億94百万円であり、その主なものはリース資産の購入によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特に記載すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
特に記載すべき事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の経済対策による景気回復への期待感が高まる一方、新型コロナウイルスの感染やロシアのウクライナ侵攻により、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

建設業界におきましては、建設資材費の上昇は続くものとみられ、また、慢性的な人手不足による人材確保が喫緊の課題となっております。

このような状況のなかで、当社は、

- ・事業基盤として「安全、品質、コンプライアンス」の継続徹底
- ・工事品質管理・工事原価管理の継続強化
- ・生き活きとした会社づくりと人的資源の強化
- ・DXの推進・実現により、業務の改善・効率化を図り、働き方改革を推進
- ・カーボンニュートラルの実現とSDGsの達成による社会への貢献

などの施策を講じてまいります。

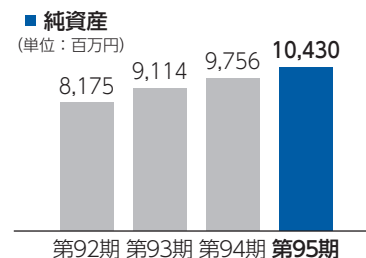
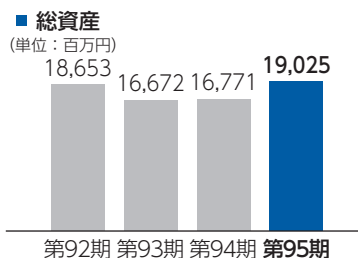
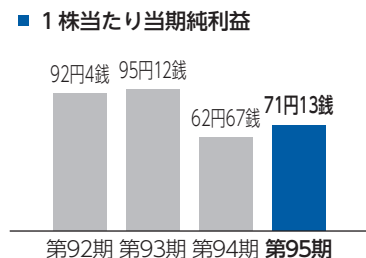
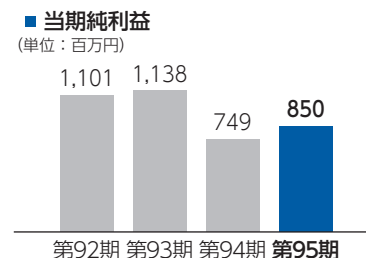
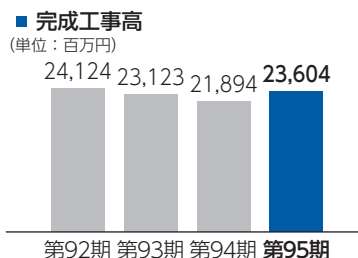
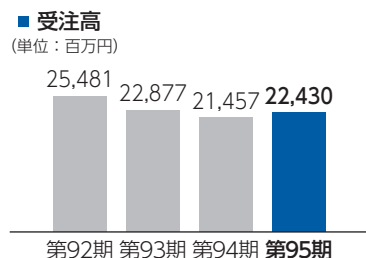
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (2019年3月期)	第 93 期 (2020年3月期)	第 94 期 (2021年3月期)	第95期(当期) (2022年3月期)
受 注 高 (百万円)	25,481	22,877	21,457	22,430
完 成 工 事 高 (百万円)	24,124	23,123	21,894	23,604
当 期 純 利 益 (百万円)	1,101	1,138	749	850
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	92円4銭	95円12銭	62円67銭	71円13銭
総 資 産 (百万円)	18,653	16,672	16,771	19,025
純 資 産 (百万円)	8,175	9,114	9,756	10,430

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。  
 2. 第92期は、受注高は増加し、完成工事高は減少しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益は16億4百万円と増加しましたが、当期純利益は11億1百万円と減益になりました。  
 第93期は、受注高、完成工事高とも減少しました。損益につきましては、利益率向上により経常利益16億53百万円、当期純利益も11億38百万円と増益になりました。  
 第94期は、受注高、完成工事高とも減少しました。損益につきましては、完成工事高の減少により経常利益11億8百万円、当期純利益も7億49百万円と減益になりました。  
 第95期(当期)につきましては、前記の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。なお、当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



## (10) 主要な事業内容

当社は建設業法により、国土交通大臣許可（特－１）第3183号をうけ、管工事業、電気工事業、消防施設工事業ならびにこれらに関連する事業を行っております。

## (11) 主要な営業所

本店 名古屋市中区大須一丁目6番47号

支社・支店 東部支社（東京都渋谷区）・中部支社（名古屋市）・西部支社（大阪市）・岐阜支店・豊田支店・神戸支店・中国支店（広島市）・東関東支店（土浦市）

営業所 東北営業所（大和町）・新潟営業所・多摩営業所・千葉営業所・北陸営業所（金沢市）・信州営業所（松本市）・各務原営業所・静岡営業所（沼津市）・西三河営業所（刈谷市）・三重営業所（木曾岬町）・水島営業所（倉敷市）・四国営業所（丸亀市）・明石営業所・九州営業所（宮若市）

## (12) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
期末員数	前期末比増減		
381名	4名増	44.6歳	15.5年

## (13) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

株式会社関電工は当社の株式を5,994千株（議決権比率50.1%）保有しております。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (14) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 12,000,000株 (自己株式 35,827株を含む)  
 (3) 株主数 847名  
 (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 関 電 工	5,994千株	50.1%
川 崎 設 備 工 業 取 引 先 持 株 会	2,329	19.5
川 崎 設 備 工 業 従 業 員 持 株 会	548	4.6
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	216	1.8
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	175	1.5
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	96	0.8
荒 川 寿 彦	70	0.6
小 川 要 治	68	0.6
廣 江 勝 志	65	0.5
倉 形 直 之	62	0.5

(注) 持株比率は、自己株式 (35,827株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣 江 勝 志	
常 務 取 締 役	番 清 彦	中部支社長
常 務 取 締 役	関 弘 行	業務全般
取 締 役	山 崎 広	東部支社長
取 締 役	古 川 隆	
取 締 役	黒 柳 良 子	弁護士
常 勤 監 査 役	栗 津 俊 郎	
監 査 役	新 井 良 雄	
監 査 役	椎 野 友 教	公認会計士

- (注) 1. 取締役古川隆氏および取締役黒柳良子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役新井良雄氏および椎野友教氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役古川隆氏および黒柳良子氏ならびに監査役新井良雄氏および椎野友教氏につきまして、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 川崎芳輝氏は、2021年6月29日に開催の第94回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 山路正雄氏は、2021年6月29日に開催の第94回定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 常勤監査役栗津俊郎氏は、株式会社関電工の経理・財務部門で多くの経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役椎野友教氏は、公認会計士として多くの経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役古川隆氏および黒柳良子氏ならびに監査役新井良雄氏および椎野友教氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となっております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を締結し当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の全役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### a 決定方針の決定方法

当社は、2020年度に社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年1月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等について決議いたしました。

##### b 決定方針の内容の概要

取締役の報酬については、以下を基本方針としております。

- ・各取締役の役割や職責に応じた水準とする
- ・優秀で多様な人材を確保・維持できる水準とする
- ・透明性・公正性を重視する
- ・経済情勢や業績を踏まえて見直しを行う

取締役（社外取締役を除く）の具体的な報酬は、金銭報酬の固定報酬のみとなり、基本報酬と利益配分としての賞与で構成されています。報酬等の決定にあたっては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定することとしております。

固定報酬のうち基本報酬は、取締役としての役割や職責に応じた月例の基準額を毎月支給することとしております。賞与は、業績等を総合的に勘案して決定しております。

また、社外取締役の報酬については、独立性の観点から金銭報酬の固定報酬（基本報酬のみ）とし、月例の金額を毎月支給しております。

監査役の報酬については、取締役の職務執行を監査する立場であることから金銭報酬の固定報酬（基本報酬）のみとし、代表取締役社長からの提案をベースとして監査役の協議に基づいて監査役会で決定しております。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について総合的に検討し、取締役会はその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

定款の定めまたは株主総会決議による定めに関する事項は次のとおりであります。

区分	株主総会決議日	報酬決議の内容	決議時点の員数
取締役	1995年6月26日開催 第68回定時株主総会	月額2,000万円以内	15名
監査役	1994年6月24日開催 第67回定時株主総会	月額 400万円以内	3名 (うち社外監査役1名)

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬について、2022年4月28日開催の取締役会において代表取締役社長廣江勝志に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定をしております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割や職責に応じた評価を行うには代表取締役社長が適任だと考えられるからであります。代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、金額の妥当性および透明性・公正性を確保する観点から取締役会が指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役社長はその答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

- ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		
		基本報酬	賞与	
取締役	88	73	15	7
(うち社外取締役)	(3)	(3)	(一)	(2)
監査役	13	13	—	4
(うち社外監査役)	(2)	(2)	(一)	(3)

(注) 1. 上記の取締役および監査役の支給人員には、2021年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

## (5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	出席状況	主な活動状況
古川 隆	取締役	取締役会 8回／8回	経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性・公正性を確保する目的で設置している指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言をするなど、経営陣の監督に努めております。
黒柳 良子	取締役	取締役会 8回／8回	弁護士としての専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性・公正性を確保する目的で設置している指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言をするなど、経営陣の監督に努めております。
新井 良雄	監査役	取締役会 8回／8回 監査役会 8回／8回	元経営者としての経験・見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
椎野 友教	監査役	取締役会 8回／8回 監査役会 8回／8回	公認会計士としての専門的見地に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額        | 22百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である基幹システム再構築における財務報告に係る内部統制等の文書化支援業務について対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。



## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は、次のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、川崎設備工業企業倫理規則に定める企業倫理基本理念を遵守し行動する。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行について、法令・定款への適合性を含む監督を行う。
- ③ 監査役は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の職務執行の法令・定款への適合性を含む監査を行う。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス施策の審議決定・監視を通じて、取締役・使用人による企業倫理基本理念の遵守の浸透を図る。
- ⑤ コンプライアンス報告・相談制度を通じて、コンプライアンス違反またはそのおそれがあった場合には早期発見できる体制を整備する。
- ⑥ 内部統制室は、コンプライアンス実施状況につき内部監査を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程・文書保存基準に基づき、適切に整理・保存する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要案件ごとに、取締役会・経営会議での審議ないし決裁手続きの過程において、想定されるリスク判断を含めた検討を行う。
- ② 営業管理規程・資金業務規程等各部門における損失リスクの管理についての規程に基づき、損失の早期把握、発生の予防を図る。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長直轄の対策本部を設置し、迅速に対応することにより、損失の拡大を防止する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営計画により全社的目標を策定し、各部門はこれに沿って重点課題・具体的施策を設定し推進する。
- ② 業務分掌規程・職務権限取扱規程等により、部門ごとおよび役職階層ごとに職務と権限を適正に配分し、効率的な業務執行を図る。

**(5) 当社とその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社と親会社との取引については、取引の公正性および合理性を確保しつつ、適切に行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。当該使用人に対する指揮命令権限は、当該業務の範囲内において監査役に属するものとし、また当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は監査役の同意を得て行う。

**(7) 取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ② 監査役は、必要に応じて当社の取締役および使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、報告を求められた者は、速やかに適切な報告を行う。
- ③ 取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見または知った場合、直ちに当社の監査役に報告を行う。
- ④ 当社が、上記③により監査役へ報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

**(8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制**

- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、それが職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支弁する。
- ② 監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携を図る。また、監査役は内部統制室から内部監査結果の報告を受ける等内部統制室との連携を図る。

**(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価する。

### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上・浸透および不正行為の未然防止を図るために、役員・使用人を対象にしたコンプライアンス教育・研修を実施しました。なお、社内外の相談窓口の運用によりコンプライアンスの実効性確保を図っております。
- (2) 重大なリスクの管理につきましては、リスクの洗い出し・評価・対策・チェック体制を整備するとともに、役員・幹部社員間で認識を共有し、リスク管理の強化に努めました。
- (3) 監査役は、年度監査計画を策定し、取締役会・経営会議等の重要な会議への出席、取締役等からの事業の報告、代表取締役・会計監査人・内部統制室との情報交換などにより、取締役の職務執行全般につき実効性のある監査を実施しました。
- (4) 財務報告にかかる内部統制につきましては、整備・運用・評価の体制を構築しており、これに基づき年度計画を策定し、評価を実施しました。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,489</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,180</b>
現金預金	4,822	支払手形	229
受取手形	113	電子記録債権	1,060
電子記録債権	1,811	工事未払金	3,101
完成工事未収入金	6,853	リース債権	127
未成工事支出金	262	未払金	83
前払費用	30	未払費用	332
立替金	224	未払法人税等	325
その他の金	467	未成工事入金	845
貸倒引当金	△97	預り金	303
		賞与引当金	493
<b>固定資産</b>	<b>4,536</b>	役員賞与引当金	15
<b>有形固定資産</b>	<b>3,279</b>	完成工事補償引当金	12
建物	1,575	工事損失引当金	68
構築物	26	その他の	180
機械及び装置	7	<b>固定負債</b>	<b>1,414</b>
車両運搬具	2	リース債務	291
工具器具・備品	20	退職給付引当金	1,058
土地	1,606	資産除去債務	43
リース資産	36	その他の	20
建設仮勘定	4	<b>負債合計</b>	<b>8,595</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>359</b>	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	357	<b>株主資本</b>	<b>10,407</b>
その他の	2	資本金	1,581
<b>投資その他の資産</b>	<b>897</b>	資本剰余金	395
投資有価証券	161	資本準備金	395
出資	5	利益剰余金	8,439
繰延税金資産	560	その他利益剰余金	8,439
会員の	92	繰越利益剰余金	8,439
その他の	105	自己株式	△7
貸倒引当金	△28	<b>評価・換算差額等</b>	<b>22</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,025</b>	その他有価証券評価差額金	22
		<b>純資産合計</b>	<b>10,430</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>19,025</b>

# 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	23,604
完 成 工 事 原 価	20,252
完 成 工 事 総 利 益	3,351
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,083
営 業 利 益	1,268
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	4
不 動 産 賃 貸 料	42
固 定 資 産 売 却 益	7
そ の 他	7
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
不 動 産 賃 貸 費 用	27
株 式 管 理 費 用	5
事 務 所 移 転 費 用	5
そ の 他	4
経 常 利 益	1,286
税 引 前 当 期 純 利 益	1,286
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	456
法 人 税 等 調 整 額	△21
当 期 純 利 益	850

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,581	395	395	7,759	7,759
会計方針の変更による 累積的影響額				8	8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,581	395	395	7,767	7,767
当期変動額					
剰余金の配当				△179	△179
当期純利益				850	850
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	671	671
当期末残高	1,581	395	395	8,439	8,439

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△7	9,727	28	28	9,756
会計方針の変更による 累積的影響額		8			8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△7	9,735	28	28	9,764
当期変動額					
剰余金の配当		△179			△179
当期純利益		850			850
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			△5	△5	△5
当期変動額合計	-	671	△5	△5	666
当期末残高	△7	10,407	22	22	10,430

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

川崎設備工業株式会社  
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大 谷 浩 二  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎設備工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

川崎設備工業株式会社 監査役会  
 常勤監査役 粟津俊郎 ㊟  
 監査役(社外監査役) 新井良雄 ㊟  
 監査役(社外監査役) 椎野友教 ㊟

以上

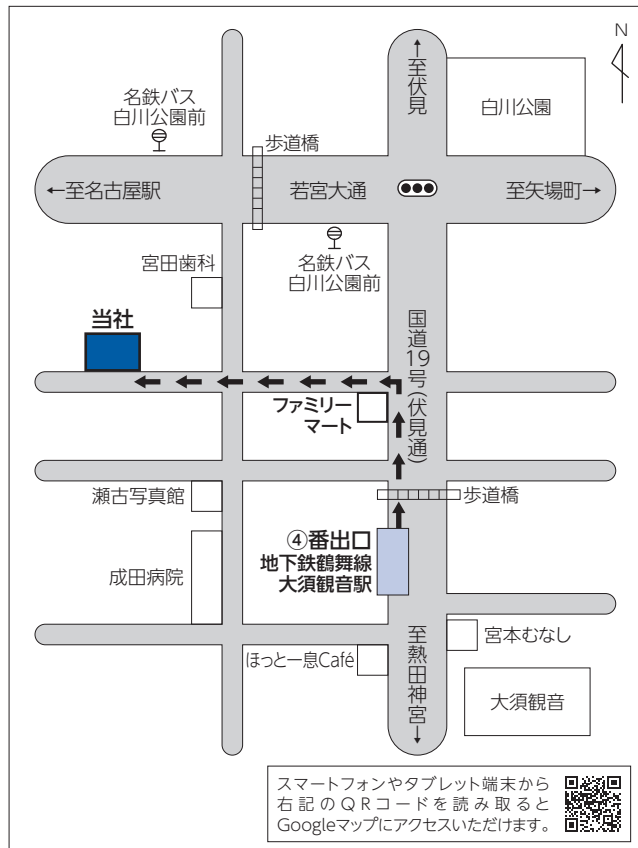


# 定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区大須一丁目6番47号

当社 5階会議室

電話 (052) 221-7700



株主総会会場へは地下鉄鶴舞線「大須観音」駅  
④番出口より徒歩約3分です。

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申  
しあげます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを採用  
しています。



環境に配慮した  
「植物油インキ」を  
使用しています。

